平成２９年（フ）第２３０号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
債務者　安部加壽子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
埼玉県富士見市ふじみ野東３丁目４番地１　ベルツリーⅡ　302
債務者　浅野美和子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４４号
埼玉県坂戸市浅羽野２丁目４番地11　サンリヴェールＣ―101号室
債務者　吉川　博文
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４６号
埼玉県川越市小仙波町２丁目19番地３（永倉ハイツ201号室）
債務者　佐藤　泰子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９０号
愛知県弥富市前ケ須町東勘助88番地　野村ハイツ105
債務者　浅利　真一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目２番５号　パレス月寒西110―203号
債務者　緒方　　宏
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５２号
札幌市豊平区水車町７丁目３番15号　フィオーレ水車町202号
債務者　仲山　浩一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６０号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番３―303号
債務者　古川亜紀子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７８号
札幌市豊平区豊平６条３丁目５番８―205号
債務者　遠澤　大志
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８３号
札幌市西区二十四軒２条４丁目４番８号　メトロサイドパレス24―101号
債務者　村上久沙人
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０２号
札幌市東区北７条東４丁目16番地
債務者　長門　黎子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２７号
札幌市中央区南13条西６丁目２番３号　メゾンパルク102号
債務者　金丸千保子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
群馬県安中市原市1714番地１　田中荘６号
債務者　丸山登志子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７４号
埼玉県幸手市南３丁目２番８号
債務者　山崎藤良子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
埼玉県志木市柏町４丁目１番10―211号、旧住所埼玉県志木市本町１丁目３番10号
債務者　大杉　真輝
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
埼玉県新座市北野３丁目13番18号　むさしの荘10号室
債務者　馬立真喜子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
さいたま市桜区大字下大久保1699番地２（704）
債務者　板場実奈子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係